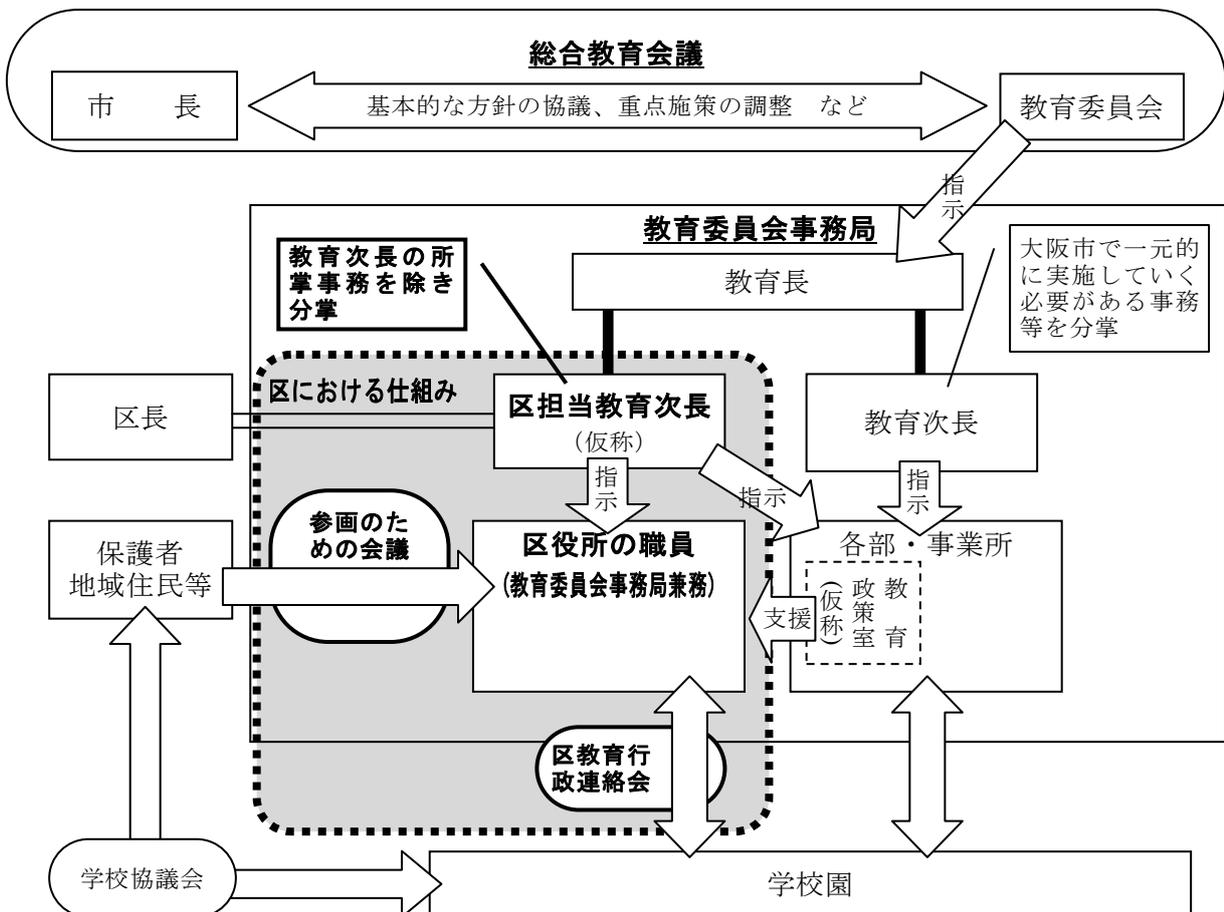


分権型教育行政への転換について

1 めざすべき目標像

- 教育行政において「市政改革プラン」の「ニア・イズ・ベター」を徹底するとともに、市政運営の抜本的な状況変化を見据えたさらなる分権化を推進し、学校同士・区同士が互いに切磋琢磨して教育改革を促進するため、分権型教育行政への転換を進める。
- 分権型教育行政への転換は、校長裁量の拡大と、新たに設置する区担当教育次長への分権をセットで実現することを図る。
 - ・ 全市における基本的な方針と目標は、市長と教育委員会が策定する。
 - ・ 全市の方針と目標を踏まえた学校の目標の策定と、それを達成するための手段の選択は、校長が担う。
 - ・ 学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングと、その状況に応じた学校・教育コミュニティへのサポートは、区担当教育次長が全市の方針と目標に基づき行う。
- 区担当教育次長への分権は、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等を除き、区の区域内における教育長の一定の権限と責任を分担することにより実現する。
- 区担当教育次長は、学校・教育コミュニティのモニタリングとサポートのため、
 - ・ 区において保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みを運営する。
 - ・ 学校だけでは解決できない横断的な課題について学校を支援するため、区長及び区シティ・マネージャーの権限や区が持つさまざまな経営資源も活用し、子どものための施策に家庭・教育コミュニティも含めて総合的に推進するものとする。
- 区担当教育次長は、所掌事務を執行するに当たり、教育委員会事務局の各部・事業所及び区役所の各課を補助組織とするものとする。併せて、教育委員会事務局に、区担当教育次長の事務執行をサポートするための体制を構築する。



2 制度

(1) 区担当教育次長の設置

○ 設置の理由

区担当理事は、区民の意思を反映すべき喫緊の課題に重点化して事務を所掌していたところ、分権型教育行政への転換を進めるため、区担当理事を廃止し、学校・教育コミュニティの状況と進捗をモニタリングし、その状況に応じて学校・教育コミュニティをサポートする職として、新たに区担当教育次長を設置する。

※ モニタリングとは、状況・進捗の把握、状況の分析・評価をさす。

○ 所掌事務

教育長の命を受けて、教育次長の所掌事務（大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等）を除き、区の区域内における教育長の一定の権限と責任を分担する。

※ 大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等の具体的な事項は、「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」を参酌して検討。

○ 教育長は、全市における基本的な方針と目標に基づき、区担当教育次長が当年度に重点的に取り扱うべき事項等を示すものとする。

- 学校の配置や規模における教育環境の適正化
- 保護者・区民等の教育に関連するニーズや学校の状況を把握するための仕組みの構築
- 学校の状況に応じたサポートや提案、意見具申

○ 区担当教育次長は、決定権を有する事務を執行するに当たり、教育委員会事務局の各部・事業所を補助組織とすることができる。併せて、教育委員会事務局に教育政策室（仮称）を設置し、分権型教育行政システムが機能を発揮できるよう、同室が区担当教育次長と区役所の兼務職員をサポートする役割を担うものとする。

○ 区担当教育次長が所掌事務の処理に必要と認める場合には、教育委員会は区役所の職員に教育委員会事務局兼務を発令することができる。ただし、区担当教育次長は所掌事務の組織的な執行に資するよう留意するものとする。

○ 区長会議こども教育部会は、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等について、教育長から検討を指示された事項について意見を述べるとともに、各区において共通して取り組む必要がある事項について各区担当教育次長の意見を取りまとめて教育長に提出する役割を担う。

(2) 区における仕組みの運営

○ 目的

区担当教育次長は、学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングとその状況に応じた学校・教育コミュニティへのサポートに資するよう、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるため、保護者・地域住民等の参画のための会議と、区教育行政連絡会を開催する。

○ 保護者・地域住民等の参画のための会議

- この会議は、区担当教育次長・区長が、そのマネジメントにより、所管する教育やそれに関連する子どものための施策について、区における計画・方針の策定や、実績・成果の評価について意見等を聴くために開催する。
- 委員は、区担当教育次長・区長が、保護者、地域住民、学識経験者等のうちから選定する。なお、区担当教育次長・区長は、意見を聴く側であるため、委員としない。
- この会議は、区政会議と同様に、行政上の会合とする。

○ 区教育行政連絡会

- この連絡会は、区における施策の推進に関し、区担当教育次長・区長が、区内各校長との間において、必要な連絡調整、意見交換等を行うため、区ごとに開催する。
- 出席者は、区担当教育次長、区役所の各課長、区内の各小・中学校長等とする。